

●「出会い系サイト規制法」がスタート！

「出会い系サイト」から子どもを守る



18歳未満の子どもが携帯電話やパソコンからアクセスした出会い系サイトを利用して、犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。子どもに携帯電話を持たせている親なら、だれでも「出会い系サイト」を子どもに利用させたくないと思うのではないのでしょうか。この9月13日から「出会い系サイト」の利用をきっかけとして18歳未満の子どもが犯罪被害に遭うことを防止するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）がスタートします。

「出会い系サイト」には危険がいっぱい

携帯電話やインターネットを通じて、いつでもどこからでも知らない人同士の出会いをとりもつ「出会い系サイト」。しかし、「出会い系サイト」は、本当の名前などを隠したままで相手との交際ができることから、犯罪者にとって便利なシステムになっているのも事実です。そのため、「出会い系サイト」には、多くの危険が潜んでいます。「出会い系サイト」に関連した事件の被害者の大半は、18歳未満の子どもたち。特に、援助交際と呼ばれる18歳未満の子どもが被害者となっている買春事件が多く、そのほかにも強盗・強姦などの凶悪な犯罪に巻き込まれる事件も多く発生しています。しかし、「出会い系サイト」を利用した児童買春事件のうち、勧誘状況が判明しているものを分析すると、9割以上が子どもから誘っているのが実情です。

数字でみる「出会い系サイト」関係事件 被害者の大半が18歳未満の子どもたち！

「出会い系サイト勧誘」 18歳未満も犯罪です

平成15年9月13日から、「出会い系サイト規制法」が施行され、出会い系サイトを利用して18歳未満の子どもとの援助交際の勧誘をおこなうと、大人でも、18歳未満の子どもでも、犯罪となります。「出会い系サイト」を運営している事業者やプロバイダ（インターネット接続サービスを提供している携帯電話会社を含む）、レンタルサーバ業者などは、18歳未満の子どもによる「出会い系サイト」の利用の防止に努めなければならないこととなり、12月1日からは、18歳未満の子どもによる「出会い系サイト」の利用を防止するための措置を講じることが義務づけられました。保護者自ら「出会い系サイト」の危険性を理解したうえで、子どもが「出会い系サイト」を利用することを防止することも、保護者の責務として規定されました。子どもが利用するパソコン・携帯電話などにフィルタリング機能を設定するなど、子どもが「出会い系サイト」を利用することを防止し、「出会い系サイト」をきっかけとする犯罪から子どもを守りましょう。

「出会い系サイト」に関係した事件の検挙数(警察庁)

